

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>9 A - 6 - 2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p>現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法第83条の2第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年財務省令第35号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該改正前の租税特別措置法第83条の2第1項の規定が適用される質権又は抵当権の移転の登記に係る指名金銭債権は平成23年6月30日までに取得されたものであり、同項の規定の適用を受けることができる日は当該指名金銭債権取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1) 特定目的会社からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、別紙様式7によるものとする。</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、証明申請書に記載された取得日を確認するため、債権譲渡契約書写し等の添付を求めるものとする。</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。</p> <p>① 申請者が、法第4条第1項の規定による届出を行った特定目的会社であること。</p> <p>② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第11項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること。</p> <p>③ 当該届出時に提出された資産流動化計画において特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</p>	<p>(削除)</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>④ <u>当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第12項に規定する特定借入れについての定めがあるときは、特定借入れの借入先が特定出資をした者ではないこと。</u></p> <p>⑤ <u>当該指名金銭債権の取得日が添付書類により確認することができる日付であること。</u></p> <p><u>9 A - 6 - 3 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</u> 地方税法附則第11条第3項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行規則附則第3条の2の6に規定する証明に係る書類の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 特定目的会社からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、<u>別紙様式8</u>によるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>別紙様式8</u>に記載された不動産が地方税法施行令附則第7条第4項に規定する次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p><u>9 A - 6 - 4 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転の登記又は登録の登録免許税免税に係る証明書の発行</u> 租税特別措置法第83条の3の規定に基づく登録免許税免税のための租税特</p>	<p>9 A - 6 - 2 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行 地方税法附則第11条第3項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行規則附則第3条の2の6に規定する証明に係る書類の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 特定目的会社からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、<u>別紙様式7</u>によるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>別紙様式7</u>に記載された不動産が地方税法施行令附則第7条第4項に規定する次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p><u>9 A - 6 - 3 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転の登記又は登録の登録免許税免税に係る証明書の発行</u> 租税特別措置法第83条の3の規定に基づく登録免許税免税のための租税特</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>別措置法施行規則第31条の5の2に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、租税特別措置法第83条の3の規定の適用を受けることができる日は、当該財産の買戻し後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1) 特定目的信託の原委託者からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、<u>別紙様式9</u>によるものとする。当該財産が不動産以外の財産である場合には、当該証明書は<u>別紙様式9</u>に準じて作成するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的信託に係る信託契約の届出時の添付書類、当該信託契約の締結後に提出された全ての特定目的信託に係る信託契約の契約書の副本又は謄本、規則第116条の2第2号の書面の写し（当該権利が受託信託会社等に付与されていた場合に限る。）、資産信託流動化計画の変更届出書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>別紙様式9</u>に記載された財産は、特定目的信託の信託財産に属する財産で、当該特定目的信託の効力が生じた時に受託信託会社等が原委託者である申請者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであって、当該受託信託会社等から当該申請者に賃貸されていたものであること。</p> <p>⑨ 申請者による受託信託会社等からの<u>別紙様式9</u>に記載された財産の取得は、特定目的信託に係る信託契約の終了の時ににおける原委託者である当該申請者による買戻しであること。</p> <p>⑩ <u>別紙様式9</u>に記載された財産の買戻しの日（取得日）が添付書類により確認することができる日付であること。</p>	<p>別措置法施行規則第31条の5の2に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、租税特別措置法第83条の3の規定の適用を受けることができる日は、当該財産の買戻し後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1) 特定目的信託の原委託者からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、<u>別紙様式8</u>によるものとする。当該財産が不動産以外の財産である場合には、当該証明書は<u>別紙様式8</u>に準じて作成するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的信託に係る信託契約の届出時の添付書類、当該信託契約の締結後に提出された全ての特定目的信託に係る信託契約の契約書の副本又は謄本、規則第116条の2第2号の書面の写し（当該権利が受託信託会社等に付与されていた場合に限る。）、資産信託流動化計画の変更届出書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>別紙様式8</u>に記載された財産は、特定目的信託の信託財産に属する財産で、当該特定目的信託の効力が生じた時に受託信託会社等が原委託者である申請者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであって、当該受託信託会社等から当該申請者に賃貸されていたものであること。</p> <p>⑨ 申請者による受託信託会社等からの<u>別紙様式8</u>に記載された財産の取得は、特定目的信託に係る信託契約の終了の時ににおける原委託者である当該申請者による買戻しであること。</p> <p>⑩ <u>別紙様式8</u>に記載された財産の買戻しの日（取得日）が添付書類により確認することができる日付であること。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>9 A - 6 - 5 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の不動産取得税の非課税に係る証明書の発行</p> <p>地方税法第73条の7第4号の2に規定する不動産取得税の非課税についての証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 特定目的信託の原委託者からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、別紙様式10によるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的信託に係る信託契約の届出時の添付書類、当該信託契約の締結後に提出された全ての特定目的信託に係る信託契約の契約書の副本又は謄本、規則第116条の2第2号の書面の写し（当該権利が受託信託会社等に付与されていた場合に限る。）、資産信託流動化計画の変更届出書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 別紙様式10に記載された不動産は、特定目的信託の信託財産に属する不動産で、当該特定目的信託の効力が生じた時に受託信託会社等が原委託者である申請者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであって、当該受託信託会社等から当該申請者に賃貸されていたものであること。</p> <p>⑧ 申請者による受託信託会社等からの別紙様式10に記載された不動産の取得は、特定目的信託に係る信託契約の終了の時における原委託者である当該申請者による買戻しであること。</p> <p>⑨ 別紙様式10に記載された不動産の買戻しの日（取得日）が添付書類により確認することができる日付であること。</p>	<p>9 A - 6 - 4 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の不動産取得税の非課税に係る証明書の発行</p> <p>地方税法第73条の7第4号の2に規定する不動産取得税の非課税についての証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 特定目的信託の原委託者からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、別紙様式9によるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的信託に係る信託契約の届出時の添付書類、当該信託契約の締結後に提出された全ての特定目的信託に係る信託契約の契約書の副本又は謄本、規則第116条の2第2号の書面の写し（当該権利が受託信託会社等に付与されていた場合に限る。）、資産信託流動化計画の変更届出書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 別紙様式9に記載された不動産は、特定目的信託の信託財産に属する不動産で、当該特定目的信託の効力が生じた時に受託信託会社等が原委託者である申請者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであって、当該受託信託会社等から当該申請者に賃貸されていたものであること。</p> <p>⑧ 申請者による受託信託会社等からの別紙様式9に記載された不動産の取得は、特定目的信託に係る信託契約の終了の時における原委託者である当該申請者による買戻しであること。</p> <p>⑨ 別紙様式9に記載された不動産の買戻しの日（取得日）が添付書類により確認することができる日付であること。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係（新旧対照表）

現 行				改 正 後			
別紙様式 1 (略) 特定目的会社届出審査書（資産流動化計画以外） 届出者 _____				別紙様式 1 (略) 特定目的会社届出審査書（資産流動化計画以外） 届出者 _____			
審査項目 (略)		審査結果 (略)		審査項目 (略)		審査結果 (略)	
2. 取締役、監査役及び使用人が法人、 成年被後見人、被保佐人、破産者等 でないこと。（法第70条第1項第1号か ら第3号まで又は第198条）				2. 取締役、監査役及び使用人が法人、 破産者等でないこと。（法第70条第1 項第1号及び第3号又は第198条）			
・住民票の写し若しくは住民票の記載 事項証明書等、官公署の証明書等（ 添付書類）				・住民票の写し若しくは住民票の記載 事項証明書等、官公署の証明書等（ 添付書類）			
(新設)				3. 取締役、監査役及び使用人が心身の 故障のため職務を適正に執行するこ とができない者でないこと。 (法第70条第1項第2号又は第198条)			
(新設)				・誓約書			
3. ~ 8. (略)		(略)		4. ~ 9. (略)		(略)	
資産流動化計画の記載内容についてのチェックリスト				資産流動化計画の記載内容についてのチェックリスト			
項 目 (略)	関連条文 (略)	審査する内容 (略)	チェック欄	項 目 (略)	関連条文 (略)	審査する内容 (略)	チェック欄
6. 特定資産に 関する事項	(略) 規則18条七ロ	(略) 【プログラム発行スキームの 場合】 (8) 次に掲げる要件のすべて を満たす場合で上記(2)~ (5)の内容が確定していな い場合又は上記(3)~(5)の		6. 特定資産に 関する事項	(略) 規則18条七ロ	(略) 【プログラム発行スキームの 場合】 (8) 次に掲げる要件のすべて を満たす場合で上記(2)~ (5)の内容が確定していな い場合又は上記(3)~(5)の	

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係（新旧対照表）

現 行				改 正 後			
		内容に改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。				内容に改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	同 (1)	(a) 取得する特定資産が <u>指名金銭債権</u> 若しくは約束手形又はこれらを信託する信託の受益権のみであるか。			同 (1)	(a) 取得する特定資産が <u>金銭債権</u> 若しくは約束手形又はこれらを信託する信託の受益権のみであるか。	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	規則18条七八	【特定社債継続発行スキームの場合】 (9) 次に掲げる要件のすべてを満たす場合で上記(2)～(4)の内容が確定していない場合又は上記(3)及び(4)の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。			規則18条七八	【特定社債継続発行スキームの場合】 (9) 次に掲げる要件のすべてを満たす場合で上記(2)～(4)の内容が確定していない場合又は上記(3)及び(4)の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続について記載があるか。	
	同 (1)	(a) 上記(1)の「特定資産の内容」欄に掲げる事項によって特定が可能な <u>指名金銭債権</u> 若しくは有価証券又はこれらを信託する信託の受益権であって、一定の条件に基づいて抽出される資産を、特定目的会社が将来継続して取得するものであるか。			同 (1)	(a) 上記(1)の「特定資産の内容」欄に掲げる事項によって特定が可能な <u>金銭債権</u> 若しくは有価証券又はこれらを信託する信託の受益権であって、一定の条件に基づいて抽出される資産を、特定目的会社が将来継続して取得するものであるか。	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

現 行				改 正 後			
別紙様式 2 (略) 資産信託流動化計画の記載内容についてのチェックリスト				別紙様式 2 (略) 資産信託流動化計画の記載内容についてのチェックリスト			
項 目 (略)	関連条文 (略)	審査する内容 (略)	チェック欄	項 目 (略)	関連条文 (略)	審査する内容 (略)	チェック欄
4. 特定資産の 管理及び処 分に関する 事項	規則109条三	(3) 受託信託会社等又は受託者等が特定資産について行う業務の種類及び内容並びに受益証券の権利者の利害に関する事項（特定資産が指名金銭債権の場合は、その回収の方法も含む。）について記載があるか。		4. 特定資産の 管理及び処 分に関する 事項	規則109条三	(3) 受託信託会社等又は受託者等が特定資産について行う業務の種類及び内容並びに受益証券の権利者の利害に関する事項（特定資産が金銭債権の場合は、その回収の方法も含む。）について記載があるか。	
		(略)				(略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
別紙様式 6（ひな型） （日本産業規格 A 4） 証 明 申 請 書 (略)				別紙様式 6（ひな型） （日本産業規格 A 4） 証 明 申 請 書 (略)			
申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の交付を申請します。 添付書類：1. (略) 2. 租税特別措置法第83条の2第1項第2号の要件を満たすことを証する書面 3. ・ 4. (略)				申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2の2第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の交付を申請します。 添付書類：1. (略) 2. 租税特別措置法第83条の2の2第1項第2号の要件を満たすことを証する書面 3. ・ 4. (略)			

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）<u>第83条の2第1項第1号</u>に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、<u>法第83条の2第1項</u>に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、<u>法第83条の2第1項第1号ハ</u>に規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。</p> <p>(1) 同号イに該当する場合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の)</p> <p>3. 申請者の上記2. に係る特定不動産の取得日は 年 月 日であり、この証明書により<u>法第83条の2第1項</u>の規定の適用を受けることができる期限は 年 月 日である。</p> <p>4. (略)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）<u>第83条の2の2第1項第1号</u>に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、<u>法第83条の2の2第1項</u>に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、<u>法第83条の2の2第1項第1号ハ</u>に規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。</p> <p>(1) 同号イに該当する場合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の)</p> <p>3. 申請者の上記2. に係る特定不動産の取得日は 年 月 日であり、この証明書により<u>法第83条の2の2第1項</u>の規定の適用を受けることができる期限は 年 月 日である。</p> <p>4. (略)</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p>別紙様式7（ひな型） （日本産業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 商 号（会社名）</p>	<p>（削除）</p>

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">取締役（氏名） 印</p> <p>申請者が _____ と _____ 年 _____ 月 _____ 日をもって売買契約を締結した指名金銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年財務省令第35号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の交付を申請します。</p> <p>添付書類：債権譲渡契約書（写）等、申請者による当該登記に係る指名金銭債権の取得日を確認することができるもの</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第83条の2第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による _____ からの別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権の取得は、旧法第83条の2第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該指名金銭債権は、旧法第83条の2第1項に掲げる要件を満たす指名金銭債権に該当する。</p> <p>3. 申請者の上記2. に係る指名金銭債権の取得日は _____ 年 _____ 月 _____ 日であり、この証明書により旧法第83条の2第1項の規定の適用を受けることができる期限は _____ 年 _____ 月 _____ 日である。</p> <p>4. 旧法第83条の2第1項第1号ハに規定する特定不動産の割合は、100分の _____ である。</p>	

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>以上のとおり証明する。 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 ○○ ○○ 印</p>	
<p>別紙様式 8（ひな型） （略）</p>	<p>別紙様式 7（ひな型） （略）</p>
<p>別紙様式 9（ひな型） （略）</p>	<p>別紙様式 8（ひな型） （略）</p>
<p>別紙様式 10（ひな型） （略）</p>	<p>別紙様式 9（ひな型） （略）</p>